

ト順次譲歩シ
 会社側ハ、一、二回ハ要ホシ拒絶シタルモ第三回ハ二百円、第四回ハ
 四百円ヲ支給スベシトテ漸次接近スルニ至リ本月二日管下廻
 町匠丸ノ内三、四仲通五郎館本社事務所ニ於テ組合側爭議部
 長近藤武男爭議團ヲ代表シ會社側代表氏家貞一則、久
 松工場庶務係ト會見シ妥當矣ヲ見出スベク交渉四特開ニ亙リ
 タル結果更ニ互譲シテ解雇手当額ヲ五百圓ニテ四端解決シ双
 方紳士の契約ト稱シ覺書ハ作成セサルコト、以現金ハ本月
 四日受授スルコトニ決定セリ
 右及申(通)報候也

二、五、二、二。

11.22
 584

第ニ八一八號
 昭和四年十一月廿一日

警視總監 丸山 鶴 志

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 官
 各廳 府 縣 長

北條(京都)大田(神奈川)
 兵庫(安)和(靜岡) 忍(岡)

松尾合名會社労働争議
 一ニ関スル件

要旨 資本金支松三圓ニ會社側
 十特開ヲ八特開ニ改メ

使用職工中十名ニ於テ
 資本金ニシテ要ホシ同豐(罷業)ス

管下日暮里町新在標誌會社ニ於テハ使用職工中十名(罷業)シ
 決行レ目下爭議中ニ有之狀況左記ノ通

誌